

宇城市公告第 21 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により令和 7 年 3 月 14 日付け宇城市公告第 14 号で公告した宇城農業振興地域整備計画を下記のとおり変更したので、同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 18 日

宇城市長 末松 直洋



記

農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条に係る軽微な変更

1 用途変更

変更した土地の所在	用途区分	変更面積	変更内容
宇城市三角町大口 192 番	農地→農業用施設用地	659 m ²	農業用資材置き場
宇城市不知火町永尾 1806 番 2	農地→農業用施設用地	176 m ² のうち 24 m ²	休憩施設

2 縦覧場所

宇城市経済部農政課